

令和5年度神奈川県教科用図書選定審議会（第1回） 資料

令和5年4月7日（金）

資料1 令和5年度諮問事項関係

○令和5年度神奈川県教科用図書選定審議会 諮問事項	… p. 1
○令和6年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針 鑑（案）	… p. 2
○諮問事項(1)～(6)に対する答申（案）	
・【諮問事項(1)】令和6年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について	… p. 3
・【諮問事項(2)】教科用図書採択基準について	… p. 3
・【諮問事項(3)】1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について	… p. 4
・【諮問事項(4)】教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について	… p. 4
・【諮問事項(5)】令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について	… p. 5
・【諮問事項(6)】令和6年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について	… p. 9

資料2 令和5年度採択方針関係

○令和6年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用教科用図書採択方針	… p. 12
○令和6年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択方針	… p. 13

資料3 採択手続要領関係

○令和6年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用教科用図書採択手續要領	… p. 14
○令和6年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択手續要領	… p. 15

【別表】令和5年度義務教育諸学校の教科用図書採択手続きの流れ

… p. 16

資料 1

令和 5 年度神奈川県教科用図書選定審議会
諮 問 事 項

- (1) 令和 6 年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について
- (2) 教科用図書採択基準について
- (3) 1 つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について
- (4) 教科用図書採択地区内に 2 以上の市町村が存する場合の採択方法について
- (5) 令和 6 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について
- (6) 令和 6 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について
- (7) 令和 6 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書の選定に係る調査研究資料について
- (8) 県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について

(案)

令和 6 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 10 条の規定に基づき、令和 6 年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）において規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第 34 条第 1 項（同法第 49 条、第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。）及び附則第 9 条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の小学校、中学校、義務教育学校の前期課程及び後期課程において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

(案)

1 令和6年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について【諮問事項(1)】

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、並びに特別支援学校の小学部・中学部において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（令和6年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書（特別支援学校・学級用）の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）における教科用図書選定審議会等（以下「審議会等」という。）の諮問機関は、教科用図書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により組織や運営に関する規約を定めて、教科用図書の採択について協議を行うための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を設け、調査研究を行い、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
その際、協議に臨む前に各教育委員会としての採択方針等を事前に定め、予め公表することにより、採択事務の手続について明確にしておくこと。
- (4) 採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区における審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。
- (5) 採択権者は、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、採択にあたっては、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めること。
- (6) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要が生じた場合は、小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（令和6・7・8・9年度用）、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（令和3・4・5・6年度用）、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果「社会（歴史的分野）」（令和4・5・6年度用）等を利用し、採択すること。

2 教科用図書採択基準について【諮問事項(2)】

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択すること。
- (3) 採択地区における児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択すること。

3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について【諮問事項(3)】

市町村教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、採択地区に審議会等を置くことが望ましい。

この審議会等の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 審議会等は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 教育委員会
 - イ 校長会
 - ウ 教育研究会
 - エ その他（保護者等）
- (4) 審議会等には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会等での審議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (7) その他、審議会等における必要な事項は、審議会等が教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について【諮問事項(4)】

当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。採択地区協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書の調査研究に関する資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 採択地区協議会は、採択地区協議会の規約の定めるところにより、当該採択地区内の市町村教育委員会が指名する委員をもって組織する。委員の選任については、当該採択地区内の市町村教育委員会の権限と責任が十分に反映されるよう留意することとし、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 当該採択地区内の市町村教育委員会
 - イ 校長会

ウ 教育研究会

エ その他（保護者等）

- (4) 採択地区協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、採択地区協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、採択地区協議会が委嘱する。
- (7) その他、採択地区協議会における必要な事項は、採択地区協議会が当該採択地区内の教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

5 令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について

【諮問事項(5)】

令和6・7・8・9年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の児童の学習等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 「教育基本法（第1条、第2条）及び学校教育法（第30条2項）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
 - ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
 - ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

(4) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容に沿っているか。
 - ・〔思いやる力〕他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - ・〔たくましく生きる力〕自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - ・〔社会とかかわる力〕社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(ウ) 内容と構成

- 小学校学習指導要領(平成29年告示)の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
 - ・他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
- 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・言語能力の確実な育成
 - ・伝統や文化に関する教育の充実
 - ・体験活動の充実
 - ・学校段階間の円滑な接続
 - ・情報活用能力の育成
 - ・児童の学習上の困難さに応じた工夫
- 児童にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。

(イ) 分量・装丁・表記等

- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、児童が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
- 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童が理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

イ 教科・種目別の観点

(ア) 国語

- 学習指導要領解説に示された言語活動例をもとに各領域(話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと)の資質・能力を育成するための題材として工夫や配慮がなされているか。
- 語彙を豊かにするための題材として工夫や配慮がなされているか。
- 読書活動の充実を図るための題材として工夫や配慮がなされているか。

※ 国語に関しては、書写を除くものとする。

(イ) 書 写

- 毛筆と硬筆との関連をもたせるための工夫や配慮がなされているか。
- 適切に運筆する能力を育成するための工夫や配慮がなされているか。
- 日常の学習や生活に役立てる態度を育てるための工夫や配慮がなされているか。

(ウ) 社 会

- 社会的事象に関する基礎的な知識や技能などを習得させるための工夫や配慮がなされているか。
- 社会的事象について児童が多面的・多角的に考えられるような工夫や配慮がなされているか。
- 学習の問題を追究・解決する活動の充実を図るための工夫や配慮がなされているか。

※ 社会に関しては、地図を除くものとする。

(エ) 地 図

- 一般図・拡大図・主題図・索引などは適切に配列されているか。
- 統計、各種の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、児童の発達の段階に即したもののが適切に取り上げられているか。
- 児童が自主的に学習に取り組み、読み取る技能を身に付けるための工夫や配慮がなされているか。

(オ) 算 数

- 数学的活動を通して、基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けるための工夫や配慮がなされているか。
- 具体物、図、言葉、数、式、表、グラフなどを用いて考え、表現し、さらに伝え合うような題材として工夫や配慮がなされているか。
- 目的に応じてデータを収集、分類整理し、結果を適切に表現する題材や、統計データの特徴を読み取り判断する題材として工夫や配慮がなされているか。

(カ) 理 科

- 観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにするために、児童の発達の段階に即した工夫や配慮がなされているか。
- 観察、実験などは、学年を通して育成を目指す問題解決の力を養うよう、配列や内容の工夫や配慮がなされているか。

- 「理科の見方・考え方」を働かせて、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するよう、観察、実験などに工夫や配慮がなされているか。

(イ) 生 活

- 知識及び技能の基礎としての「気付き」や「生活上必要な習慣や技能」を育成する題材として、工夫や配慮がなされているか。
- 身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉える題材として、工夫や配慮がなされているか。
- 児童の興味・関心を喚起させるような題材として、「試す」、「見通す」などの工夫や配慮がなされているか。

(カ) 音 樂

- 「A表現」と「B鑑賞」の教材は、多様な音楽の中から、児童の発達の段階に応じて適切に選択されているか。
- 我が国や郷土の伝統音楽を扱う題材に工夫や配慮がなされているか。
- 表現（歌唱、器楽、音楽づくり）及び鑑賞、〔共通事項〕の学習内容を、相互に関連させながら取り扱うような工夫や配慮がなされているか。

(ケ) 図画工作

- 児童が造形的な見方・考え方を働かせながらつくりだす喜びを味わえるように、表現及び鑑賞の内容や題材は適切に取り上げられているか。
- 児童が経験したことを基に、自分に適した表現方法や材料、用具などを選ぶことができるよう、表現及び鑑賞の題材に、工夫や配慮がなされているか。
- 「A表現」と「B鑑賞」の領域、及び、〔共通事項〕の学習内容を、相互に関連させながら取り扱うような工夫や配慮がなされているか。

(コ) 家 庭

- 生活の営みに係る見方・考え方を働かせた学習となるよう、題材に工夫や配慮がなされているか。
- 日常生活に必要となる基礎的な知識及び技能の習得を図るために、実践的・体験的な活動を題材として取り上げるなど工夫や配慮がなされているか。
- 生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決していく題材として工夫や配慮がなされているか。

(イ) 保 健

- 児童が健康や安全に関する原則や概念に着目できるよう、統計、調査等の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、児童の発達段階に即しているか。
- 児童が身近な生活における学習課題を見付けることに役立つよう、イラスト、写真、事例等の資料に、工夫や配慮がなされているか。
- 児童が生涯にわたって心身の健康を保持増進する態度を養うよう、学習内容に関連する健康情報等の資料に、工夫や配慮がなされているか。

(シ) 外国語

- 「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やり取り〕」「話すこと〔発表〕」「書くこと」などのコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を総合的に育成できるよう、実際の言語の使用場面や言語の働き等に十分配慮した題材を取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。
- 小学校外国語活動との関連した構成となるよう、外国語活動で扱った音声や表現を取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。
- 国際理解を深めることにつながるように、世界の人々や日本人のくらしや、歴史、文化、自然などが、児童の発達段階や興味・関心に即して取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。

※ 外国語に関しては、学習者用デジタル教科書（見本版）も調査の対象とする。

(ス) 特別の教科 道徳

- 道徳的な課題を児童が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」につながる工夫や配慮がなされているか。
- 自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考える学びの工夫や配慮がなされているか。
- 問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等が取り上げられるなど、工夫や配慮がなされているか。

6 令和6年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について【諮問事項(6)】

小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の障がいのある児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(ア) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 「教育基本法（第1条、第2条）及び学校教育法（第30条2項・第49条）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
 - ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
 - ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

(イ) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容に沿っているか。
 - ・〔思いやる力〕他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - ・〔たくましく生きる力〕自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - ・〔社会とかかわる力〕社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(ウ) 内容と構成

- 学習指導要領（平成29年告示）の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
 - ・他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
- 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・言語能力の確実な育成
 - ・伝統や文化に関する教育の充実
 - ・体験活動の充実
 - ・学校段階間の円滑な接続
 - ・情報活用能力の育成
 - ・児童・生徒の学習上の困難さに応じた工夫
- 児童・生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
- 内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等からみて適切であるか。
- 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。

- 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する工夫や配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習を進める上での工夫や配慮がなされているか。
- 他の教科等及び自立活動との関連について必要に応じて工夫や配慮がなされているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

(I) 分量・装丁・表記等

- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも工夫や配慮がなされているか。
- 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童・生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

イ 教科・種目別の観点

教科・種目別の観点については、令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点及び令和3年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。

資料 2

(案)

令和 6 年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用教科用図書

採択方針

令和 6 年度に神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項の規定による教科書をいう。）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条に規定する教科用図書の採択に関し、その方針について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申をふまえ、次の 1～3 のとおり定める。

なお、採択の手続き等に關し必要な事項については、この方針に基づき、神奈川県教育委員会教育長が別に定める。

- 1 特別支援学校の小学部及び中学部においては、学習指導要領に定められた各教科の目標を達成する上で適切に編集されているか、また、児童・生徒の障害の状態及び特性等からみて適切なものであるか、という基本的な観点に基づいて教科用図書の調査研究を十分行い、採択に当たる。
- 2 採択に当たっては、文部科学大臣が作成する教科書目録（令和 6 年度使用）及び学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書のうちから、学校、児童・生徒、地域などの特性を十分考慮して採択する。
- 3 採択に当たっては、公正の確保に留意する。

(案)

令和6年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択方針

令和6年度に神奈川県立中等教育学校の前期課程において使用する教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項の規定による教科書をいう。）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書の採択に関し、その方針について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申をふまえ、次のとおり定める。

なお、採択の手続き等に關し必要な事項については、この方針に基づき、神奈川県教育委員会教育長が別に定める。

- 1 中等教育学校の前期課程においては、中高一貫教育の特色を踏まえ、学習指導要領に定められた各教科の目標を達成する上で適切に編集されているか、十分に調査研究を行い、生徒、学校及び地域の実情を考慮して採択する。その際には、神奈川県教育委員会が作成した中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程用教科用図書調査研究の結果（令和3・4・5・6年度用）、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果「社会（歴史的分野）」（令和4・5・6年度用）を活用する。
- 2 採択に当たっては、文部科学大臣が作成する教科書目録（令和6年度使用）から、採択する。
- 3 採択に当たっては、公正の確保に留意する。

資料3

(案)

令和6年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用教科用図書 採択手続要領

1 採択の手続

神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部の令和6年度使用教科用図書は、各学校長の申出に基づき、神奈川県教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞いたうえで、神奈川県教育委員会（以下「県教委」という。）が採択する。

2 専門委員会

各学校長は、学校ごとに校長を会長とする専門委員会を設け、義務教育諸学校使用教科用図書採択方針に基づき、十分検討のうえ採択を希望する教科用図書を選定し、県教委に申し出る。

3 採択教科用図書の決定

県教委は、各学校長からの申出に基づき、審議会の意見を聞いたうえで採択教科用図書を決定し、各学校長に通知する。

4 需要数の報告

各学校長は、通知された採択教科用図書の内から使用教科用図書を定め、必要見込み数を県教委に報告する。

(案)

令和6年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択手続要領

1 採択の手続

神奈川県立中等教育学校の前期課程の令和6年度使用教科用図書は、各学校長の申出に基づき、神奈川県教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞いたうえで、神奈川県教育委員会（以下「県教委」という。）が採択する。

2 専門委員会

各学校長は、学校ごとに校長を会長とする専門委員会を設け、義務教育諸学校使用教科用図書採択方針に基づき、十分検討のうえ採択を希望する教科用図書を選定し、県教委に申し出る。

3 採択教科用図書の決定

県教委は、各学校長からの申出に基づき、審議会の意見を聞いたうえで採択教科用図書を決定し、各学校長に通知する。

4 需要数の報告

各学校長は、通知された採択教科用図書の内から使用教科用図書を定め、必要見込み数を県教委に報告する。

【別表】

○ 令和5年度義務教育諸学校の教科用図書採択手続きの流れ

